

(公印省略)

4 筑高支第 1133 号
令和 5 年 3 月 29 日

市内地域包括支援センター
市内居宅介護支援事業所
市内小規模多機能型居宅介護事業所
管理者 殿

筑紫野市長 平井 一三
(健康福祉部 高齢者支援課)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る居宅介護（介護予防）支援業務に係る臨時的取扱いについて（通知）

標記の件について、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に変更することを踏まえ、ケアマネジメント業務について以下のように取り扱うことといたします。

内容をご確認のうえ、貴事業所の職員に周知してまいりますようお願いいたします。

なお、本通知に伴い、「新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のための居宅介護（介護予防）支援業務に関する臨時的取扱いについて（通知）その 2」（令和 2 年 5 月 29 日付 2 筑高支第 214 号）（令和 2 年 10 月 28 日付 2 筑高支第 909 号）の取扱いは終了いたします。

記

取扱いの開始日：令和 5 年 5 月 8 日

対 応：利用者に係るケアマネジメント業務(アセスメント、サービス担当者会議、モニタリング等)は感染症予防対策を確実に行ったうえで、運営基準に基づき対面で行うことを原則とします。

ただし、やむを得ない理由（※）がある場合に限り、代替措置（電話・メール・郵送・FAX 等）にて照会により行うことができることとします。

代替措置によりケアマネジメント業務を行う場合は、利用者及び家族等との連携や他事業所のサービス担当者等との連携を緊密に図ることにより、利用者の状況把握や処遇確保を確実に行うとともに、講じた代替措置の概要や経緯を記録してください。

※やむを得ない理由とは、感染拡大防止の観点から利用者及びその家族の事情によるものとします。

- ① 利用者や、家族等の同居人が新型コロナウイルスに罹患し、自宅訪問が困難である。
- ② 入所施設で入所者や職員が新型コロナウイルスに罹患し、施設への立入りが困難である。

筑紫野市役所 高齢者支援課指定指導担当
電話 923-1111（内線 453）
FAX 920-1786